

平成30年（行ツ）第109号 衆議院議員選挙無効請求上告事件

上告人 鶴本 圭子 外

被上告人 東京都選挙管理委員会 外

平成30年（行ツ）第183号 衆議院議員選挙無効請求上告事件

上告人 内田 隆 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）

被上告人 愛知県選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

上 申 書

平成30年11月30日

最高裁判所大法廷 御中

上告人（原審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

選挙人ら代理人升永英俊は、謹んで、下記のとおり、【最高裁平成30年11月28日口頭弁論の、選挙人ら代理人・弁護士升永英俊の陳述草稿を資料として提出します。

【選挙人ら代理人弁護士升永英俊・最高裁口頭弁論陳述草稿】

私の陳述の、構成は、

第1部

- I 憲法 14 条等に基づく人権論は、憲法論として、主権の本質論を欠くという欠点を持っているという議論；
- II 統治論の内容；
- III 【統治論を採用しない場合、その理由を記述しない上告棄却の判決文は、憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項、行政事件訴訟法 7 条違反であるという議論】；

第2部 国の、【2 倍未満合憲説】、

【H24、25、28、29 年の各改正法による合憲説】に対する各反論

から成ります。

第1部 (本書 2～14 頁)

I 憲法 14 条等に基づく人権論は、主権の本質論を欠くという欠点を持っている：(本書 2～4 頁)

昭和 51 (1976) 年～平成 29 (2017) 年の 41 年間、

各最高裁大法廷判決は、

衆院選 (小選挙区) 又は参院選 (選挙区) の 1 票の価値の格差が合憲か、違憲か争われた各裁判を、

一貫して、憲法 14 条等に基づく**人権論**の枠内で、議論し、判断してきました。

しかしながら、
この人権論は、国会が匙加減で決めた、
ある選挙区の1票の価値を、他の選挙区の1票の価値と比較して、
両者間の較差が合憲であるか違憲であるかを判断するに終止するものです。

ハッキリ言えば、この人権論は、

【選挙とは、【主権者が、国会議員を通じて、**主権者の多数の意見で**、主権を
行使するため】に、主権者が、国会議員を選出する手続である】

という肝心・要の【**主権者が主権者の多数決で主権を行使するという、主権の
本質論**を欠くという欠点】を含んでいます。

そこで、この【**主権者の主権の行使という本質**】を正面から捉えて、
1票の価値の格差の憲法問題を考察しますと、

憲法56条2項、1条、前文第1文は、

【「**正当（な）選挙**」で（即ち、

- 【①「**主権**」の「**存する日本国民**」（憲法1条）が、
- ②「**国会における代表者を通じて、**」（憲法前文第1文前段）
- ③ 実質的に、主権者の「**過半数で**」「**両議院の議事**」を「**決
す**」（憲法56条2項）】

の①、②、③の3要素を保障する選挙で）（即ち、人口比例選挙で）、

「**主権の存する日本国民**」(憲法1条)が、投票するという「**行動**」
(憲法前文第1文前段)をすること】

を要求している、
と解されます。

ここでは、この議論を「**統治論**」といいます。

もともと、この議論は、「**主権論**」と呼んだ方が、

「**人権論**」との対比で、その差がよりハッキリします。

しかし、私共は、従来統治論という言葉を用いてきましたので、以下の私の陳述では、従来の統治論という言葉を用います。

以下、**統治論**に基づいて、議論します。

II 憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段に基づく統治論：(本書 4～11 頁)

(1) まず、**第1の議論** は、
両議院の議事の決定は、

「多数決」か? ; 又は 「少数決」か? ;

という 二者択一の問題です。

【議論】

① 憲法 56 条 2 項は、

「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員
の 過半数でこれを決し、……」

と定めています。

② 従って、「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）の決定については、

「多数決」の主体が 何人であるかの問題を切り離して、
単純に、

「多数決」で決するか？；

又は「少数決」で決するか？

の二者択一の問題を議論すれば、

【憲法 56 条 2 項が、「少数決」ではなく、「多数決」のルールを定めていること
と】

に、争いの余地はありません。

この「両議院の議事」の「多数決」のルールが、統治論の **第1の核** です。

(2) **第2の議論** は、

「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）の「多数決」の主体は、実質的にみて、

●●●
主権者の頭数の「多数決」か？；

●●●●●
国会議員の頭数の「多数決」か？

の二者択一の問題です。

【議論】

- ① 憲法 1 条は、「主権の存する日本国民」と明定しています。

従って、【主権者が国民であること】に、憲法 1 条の文理上、争いの余地はありません。

- ②ア **主権とは、国家の最高の意思を最終的に決定する権力です。**

ところで、「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）の決定は、国家の最高の意思の最終的意思の決定の 1 です。

従って、**主権は、「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）を、実質的に、決定する権力を含みます。**

- イ 「**主権の存する日本国民**」（憲法 1 条）の定めのとおり、国民が主権を有します。

即ち、【**主権者たる国民が、主権（即ち、「両議院の議事」を、実質的に、決す権力）を有する**】ことになります。

この【**主権者たる国民が、「両議院の議事」を、実質的に、決す権力を有する**】というのルールが、統治論の **第2の核** です。

- ウ 【**主権者**が「両議院の議事」を、実質的に、決定する権力を有する】ので、
（統治論の**第2の核**）

【「両議院の議事」は、実質的に、「**主権者の多数決**」により、決定される】ことになります。

この【**主権者の多数決**】のルールが、統治論の **第3の核** です。

「主権の存する日本国民」（憲法 1 条）の定めにより、国会議員は、主権（即ち、国家の意思を最終的に決定する権力）を有していません。

従って、国会議員は、【「**両議院の議事**」を、**実質的に、国会議員の過半数で、決定する権力**】を有していません。

よって、「主権の存する日本国民」（憲法 1 条）の定めにより、【「**両議院の議事**」が、**実質的に、「国会議員の多数決」**で、決定される】ことは、あり得ません。

③この【統治論の**第2の核**】

（即ち、【**主権者**が、「両議院」の議事を、**実質的に、決定する**】というルール）に、

【統治論の**第3の核**】

（即ち、「**主権者の多数決**」のルール）

を当てはめると、

【**主権者**が、「**両議院の議事**」（憲法 56 条 2 項）を、**実質的に、「主権者の多数決」**で決定する】

ということになります（憲法 56 条 2 項）。

このルールが、統治論の **第4の核** です。

④（①～③の小括）

以上をまとめると、

憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段は、

【(① 「主権」の「存する日本国民」(憲法 1 条) が、

② 「国会における代表者を通じて」(憲法前文第 1 文前段)、

③ 【主権者の「過半数で」(憲法 56 条 2 項)、

これ(「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項)を、決すことを保障する)

「正当(な)選挙」(憲法前文第 1 文前段)で、

主権者が、投票するという「行動」(憲法前文第 1 文前段)をすること】

を要求しています(「主権者(国民)の多数決」のルール)。

(3) **第 3 の論点**は、

憲法前文第 1 文前段の「正当(な)選挙」とは、

人口比例選挙なのか？；

非人口比例選挙なのか？、

の問題です。

【議論】

一方で、【選挙する側の主権者(国民)の数】と

【選挙される側の国会議員の数】が、

比例する選挙では、

【主権者(国民)の過半数が、国会議員の過半数を選出すること】が保障されます。

他方で、

選挙する側の主権者の数と、

選挙される側の国会議員の数が、

比例しない選挙では、

【主権者（国民）の過半数が、国会議員の過半数を選出すること】が保障されません。

このことから、「**正当(な)選挙**」（憲法前文第1文）とは、

選挙する側の主権者の数と、

選挙される側の選挙された国会議員の数が

比例する選挙ということになります（即ち、**人口比例選挙**です）。

(4) **第4の論点**は、

【憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の「**行動し**」の意味は何か？】

の問題です。

【議論】

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」（憲法前文第1文）の「行動し」とは、

【（主権者たる日本国民が、「両議院の議事」（憲法56条2項）について、

正当に選挙された 国会における代表を通じて、

間接的に投票 するために、

選挙で **直接的に投票**するという)「**行動**】

を含む、と解されます。

(5) **第5の論点**は、

【(本件選挙は、人口比例選挙(=「正当(な)選挙」)であるか否か?)】

の問題です。

【議論】

① 本件選挙投票日(平 29.10.22)当時、衆議院(小選挙区)議員の定数は、289人です(公職選挙法4条1項)。

本(5)では、本件選挙の1票の投票価値の不平等が憲法違反か否かを議論することを目的としているため、全衆院議員が、小選挙区選出議員であると仮定して、議論を進めます。

② 2007年の法務省のHPの公開資料によれば、本件選挙では、

一方で、 全国民(125,342,377人)の

44.8%(=56,183,183人)が、

全衆院議員(小選挙区)(289人)の**50.2%**(=145人)を選出しています。

他方で、 全国民の

55.2%(=69,159,194人)が、

全衆院議員(小選挙区)の**49.8%**(=144人)を選出しました。

以上のとおり、本件選挙は、非人口比例選挙です。

即ち、本件選挙は、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文の人口比例選挙の要求に違反します。

③ 本件選挙の結果を分析しますと、

【全国民（125,342,377 人）の 44.8% (56,183,183 人) から選出される「国会議員の 50.2%」（289 人中の 145 人）の投ずる票 が、

「全国民の 55.2%。」(69,159,194 人) の意見に優越して、「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）を決定すること】

が、あり得ることになります。

この「本件選挙の結果」は、

「主権の存する日本国民」（憲法 1 条）の定めと両立し得ません。

この「本件選挙の結果」は、【国会議員が主権を有するという憲法 1 条（「主権の存する日本国民」）に反する 無茶苦茶な暴論】によってしか、正当化できません。

III 【統治論を採用しない場合、

その理由を記述しない上告棄却の判決文は、憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項、行政事件訴訟法 7 条違反である】: (本書 11~13 頁)

1 平成 27 年大法院判決（衆）は、その判決文 19 頁で、

「各論旨はいずれも採用することができない。」

との統治論不採用の結論を判示するのみで、選挙人らの統治論を採用しない理由を判示していません。

平成 29 年大法院判決（参）も、その判決文 11 頁で、

「 なお、各論旨は、本件選挙が憲法の保障する人口比例選挙に反して無効であること等を主張するが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである。」

と判示しています。

ここで、同判決文の「以上に述べたところ」とは、人権論についての判示です。

平成 29 年大法院判決は、『**選挙人の統治論が理由がないことは、人権論についての裁判所の判断から明らかである**』旨判示しているわけですから、同判決は、統治論を採用しない理由を判示していません。

憲法 76 条 3 項は、

「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」

と定め、

民訴法 253 条 1 項は、

「①判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。☐ 理由」、

と定め、

行政事件訴訟法 7 条は、

「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」

と定めています。

最高裁判事は、これらの定めに基づき、【**選挙人らの、統治論に基づく、本件選**

挙についての、憲法違反の主張】を採用しない場合は、判決文の中で、統治論を採用しない理由を判示するよう義務付けられています。

もし仮に、最高裁裁判事が判決文に統治論を採用しない理由を記載することなく、上告棄却の判決を言渡す場合は、最高裁判事には、憲法 76 条 3 項民訴法 253 条 1 項、行政事件訴訟法 7 条違反という **法律上の大問題** が生じます。

2 裁判官弾劾法 2 条は、

「弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。

職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき。

(略)」

と定めています。

【本件裁判が、最高裁大法廷に係属する裁判であること】自体から、【本件裁判が、日本国民と日本国にとって、**大問題**であること】は明らかです。

本件裁判で、

もし仮に、選挙人の統治論の主張を採用しない理由が判決書の中に記述されていないまま、本件上告が棄却されるとすると、最高裁判事について、【同条本文 1 号の「職務上の義務に著しく違反し」に該当しないか否か】の、法律論が生じます。

私は、弁護士として、依頼者の最大の合法的な利益になる、法律論の主張を行う職務上の義務を負っています。

【本大法廷で、この法律論を陳述する】のは、私の、この【弁護士としての職務上の義務】に基づくものであること、を御理解いただくよう、慎んで陳述します。

(以下、余白)

第2部 (本書 14～19 頁)

I 国の2倍未満合憲説に対する反論: (本書 14～15 頁)

国は、主位的的主張として、1票の価値の格差・2倍未満合憲説を主張しています。

この国の主張は、1票の価値の格差の理由が合理的であるか否かを問わず、1票の価値の格差が2倍未満であれば「合憲」とする主張です。

この国の主張は、次の3の理由から、憲法上成り立ちません。

理由1 平成27年大法廷判決は、

「憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される」(強調 引用者)」

と判示しています。平成23年、25年大法廷判決も同旨です。

国の【2倍未満合憲説】は、合理的理由があっても、なくても、1票の価値の格差・2倍未満なら合憲とするものですから、「それ(人口)以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される」との平成27年大法廷判決の当該判示を真正面から否定しています。

よって、この国の【2倍未満合憲説】は、失当です。

理由2 最高裁判所調査官岩井伸晃、同小林宏司の「衆議院議員定数訴訟最高裁

大法廷判決の解説と全文」と題する論文(甲26)に示すとおり、従来の最高裁判例において合憲性の判断における較差の数値に係る量的基準が示されたことはありません。

国の2倍未満合憲説は、1票の格差・2倍未満という量的基準により合憲違憲を判断する方法ですので、従来の最高裁の判例に反します。

理由3 1人別枠方式の部分が違憲状態である理由は、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとは言い難い」

(平成23年大法廷判決文9頁〈甲2〉)

という二義を許さない、単純明白な憲法上の根拠に基づくものです。

従って、1人別枠方式の部分が違憲状態である理由の中には、国の『投票価値の較差(最大)が2倍未満で有りさえすれば、同投票価値の較差(最大)の合理性の有無を問うことなく、合憲である』というような、憲法の条文上の根拠のない、乱暴な議論が入り込む余地は全くありません。

(以下、余白)

II 国の『本件各改正により、本件選挙区割りは、合憲』との主張(留保付き合憲説)に

対する反論：(本書 16～19 頁)

1 反論

(1) ア 平成 23 年大法廷判決は、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性があるとはいえない**。」(強調 引用者)

と判示しています。

イ 加えて、同判決は、

小選挙区制度を導入するに当たり、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたことから、一人別枠方式が採用されたことを認定し、

「そうであるとすれば、1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるものというほかはない。」(強調 引用者)

と判示します。

ウ 更に、同判決は、

「そうすると、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも本件選挙時には、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず

らず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、**それ自体**、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。**」(強調 引用者)

と判示しています。

エ 更に、同判決は、

「1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう**立法的措置を講ずる必要がある**ところである。」(強調 引用者)

と判示しています。

平成25年大法院判決(衆)、平成27年大法院判決(衆)も、同旨です。

(2) **平成27年大法院判決**について言えば、

ア 平成27年大法院判決(甲4)は、

「これら(即ち、1人別枠方式を指します)の憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」(強調 引用者)

と明確に判示し、1人別枠方式の議員定数の違憲状態の解消のためには、【定数配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割り改正が求められること】を二義を許さぬ明確さで、明言しています。

更に、同判決は、

「本件選挙区割りにおいては、定数の見直しを經ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。」(強調 引用者)

と判示しています。

イ 国は、国の答弁書第3、4(1)で、

『「1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準」(平成27年大法廷判決文・12頁)とは、平成28年改正法のアダムズ方式の定数配分方式である』旨

自認しています。

ウ 本件選挙では、1都11県の議員定数は、アダムズ方式による憲法配分は行われておらず、1人別枠方式の議員定数のままです。

平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)に照らし、

該1都11県の選挙区割りは、1人別枠方式の議員定数ですから、1票の投票価値の平等の要求に反する違憲状態の瑕疵を帯びています。

その結果、全選挙区の有機的一体性により、本件選挙の全選挙区は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていました(昭和51年大法廷判決 甲25、昭和60年大法廷判決 甲31)。

(3) 本件選挙の選挙区割りは、違憲状態ですので、憲法 98 条 1 項の「その条規に反する法律命令詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は**その効力を有しない**」(強調 引用者) の定めにより、違憲無効です。

以上